

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 ハクセル 美穂子

- 1 日時
令和2年3月18日（水曜日）
午前10時1分開会、午後2時7分散会
（うち休憩 午前11時55分～午後1時0分）
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
ハクセル美穂子委員長、菅野ひろのり副委員長、高橋はじめ委員、軽石義則委員、川村伸浩委員、高橋こうすけ委員、高橋但馬委員、佐々木朋和委員、工藤勝子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
鈴木担当書記、千葉担当書記、松本併任書記、吉原併任書記、本間併任書記、高橋併任書記
- 6 説明のため出席した者
 - (1) 商工労働観光部
戸舘商工労働観光部長、小畑副部長兼商工企画室長、
高橋参事兼産業経済交流課総括課長、浅沼参事兼観光課総括課長、
菊池定住促進・雇用労働室長、似内商工企画室企画課長、
関口経営支援課総括課長、竹花産業経済交流課地域産業課長、
西野定住促進・雇用労働室雇用推進課長、金野定住促進・雇用労働室労働課長、
十良澤ものづくり自動車産業振興室ものづくり産業振興課長、
小野ものづくり自動車産業振興室自動車産業振興課長、
熊谷ものづくり自動車産業振興室産業集積推進課長
 - (2) 県土整備部
八重樫県土整備部長、中平技監兼河川港湾担当技監、
多田副部長兼県土整備企画室長、田中道路都市担当技監、
伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長、菊地県土整備企画室企画課長、
佐々木県土整備企画室用地課長、高橋県土整備企画室空港管理課長、
大久保建設技術振興課総括課長、菊地建設技術振興課技術企画指導課長、
菅原道路建設課総括課長、和村道路環境課総括課長、幸野河川課総括課長、
佐々木河川課河川開発課長、菅原砂防災課総括課長、

八重樫都市計画課総括課長、紺野都市計画課まちづくり課長、
水野下水環境課総括課長、小野寺建築住宅課住宅計画課長、
野里建築住宅課営繕課長、照井港湾課総括課長

7 一般傍聴者

2人

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議案)

議案第38号 個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例
(請願陳情)

ア 受理番号第13号 令和2年度岩手地方最低賃金改正についての請願

イ 受理番号第14号 2020年最低賃金引き上げに関する請願

(2) 県土整備部関係審査

(議案)

議案第40号 県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

(3) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

高橋こうすけ委員は所用のため遅れるとのことでありますので、御了承願います。

なお、忌引のため、瀬川ものづくり自動車産業振興室長は欠席となりますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第38号個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○**金野労働課長** 議案第38号個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案(その2)の70ページをお開き願います。なお、便宜、お手元にお配りしております議案第38号個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例案の概要により説明をさせていただきます。

まず、1、改正の趣旨についてであります。労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部改正に伴い、あつせんに付さないことができる個別労働関係紛争に派遣労働者と派遣元事業主等との間の紛争等を加えるとともに、あわせて所要の改正をしようとするものであります。

なお、本条例につきましては、労働関係に関する事項に係る個々の労働者と使用者との間の紛争について、あっせんの制度を設けまして、その解決を図ることを目的としているものでございますが、この中で都道府県労働局等の他の機関等によりまして、紛争解決手続が始まり、または解決がなされたもの等につきましては、重複してあっせんを行うことによりまして当事者間の紛争解決に混乱を招かないよう、県によるあっせんを行わないことができるということといたしまして、これに該当する事項につきましては、今回の改正を行います条例の第4条2項に列挙しているところでございます。

今般、関係法の改正によりまして、都道府県労働局による紛争解決手続が措置されたものがありますことから、当該紛争解決手続が行われている労働者と使用者との間の紛争につきましては、県によるあっせんを行わないことができることとしようとするものであります。

次に、2、条例案の内容についてであります。(1)は、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正が行われまして、障がい者である労働者と事業主との間の紛争に係る都道府県労働局長による解決援助等の制度、具体的には必要な助言、指導または勧告、このほか労働局に置かれます紛争調整委員会への調停の委任といった制度が措置されたところであります。このため本条例の第4条第2項によるあっせんに付さないことができる紛争といたしまして、障がい者である労働者と事業主との間の紛争を加えようとするものであります。

(2)は、働き方改革関連法の中で、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の改正が行われまして、派遣労働者の待遇に関する派遣労働者と派遣元事業者、または派遣先との間の紛争に係る都道府県労働局長による解決援助等の制度が措置されたところであります。このため派遣労働者の待遇に関する派遣労働者と派遣元事業者、または派遣先との間の紛争につきまして、あっせんに付さないことができる紛争の範囲に加えようとするものであります。

次に、(3)は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部改正におきまして、ハラスメント対策の強化の観点から労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の改正が行われまして、パワーハラスメントに関する労働者と事業主との間の紛争に係る都道府県労働局長による解決援助等の制度が措置されたものでございます。このためパワーハラスメントに関する労働者と事業主との間の紛争につきましても、あっせんに付さないことができる紛争の範囲に加えようとするものであります。

(4)は、働き方改革関連法の中で、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の題名が短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律に改められることから、引用しております法律の名称を改めるものであります。

3、施行期日についてであります。2、(1)につきましては、改定条例公布の日から、2、(2)及び(4)につきましては、改正法の施行期日である令和2年4月1日から、2、(3)につきましては、同じく改定法の施行期日である令和2年6月1日からそれぞれ施行しよ

うとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**軽石義則委員** 今説明を受けましたけれども、個別労働関係の紛争で、岩手県として対応している現状はどのようになっているのでしょうか。

○**金野労働課長** 本県における個別労働関係紛争の状況でございますが、まず、岩手労働局で対応しております労働相談につきましては、平成30年で1万1,000件ほどあったということです。そのうち助言、指導等の受け付けがあったものにつきましては125件、それからあっせんに移行したものが63件あると聞いております。

内容につきましては、解雇、労働条件の引き下げ、いじめや嫌がらせといった労働関係に関する事項が高い水準で推移していると聞いております。また、岩手県労働委員会における個別労働関係紛争の状況でございますが、労働相談といたしましては平成30年度で394件、それからあっせんの申請に至ったものが1件と聞いております。本県の労働相談につきましてはフリーダイヤルを設けておりまして、この数年間は300件から400件という高い水準で推移していると聞いております。

○**軽石義則委員** 岩手労働局の数については、本来やるべきものなので多いと思いますが、岩手県労働委員会がこのぐらいの数をやっているというのは、他に比較しても多いのではないかと考えております。当然、労働委員会が果たしている役割はかなり高いと思います。

加えて、商工労働観光部としても対応していると思いますけれども、その状況はどうでしょうか。

○**金野労働課長** 定住推進・雇用労働室、各広域振興局の労働相談員等とも個別の一般的な労働相談等についてお受けしているところでございます。その件数につきましては、詳細に把握しておりませんが、受け付けた相談につきましては、専門的知識から助言等をするものもありますし、場合によっては岩手労働局へ情報提供し引き継いだり、弁護士への相談を助言したりという対応をしていると聞いております。

各広域振興局の労働相談ですが、平成30年で868件、うち労働条件につきましては14件となっております。失礼いたしました。

○**軽石義則委員** 各広域振興局含めて、幅広く県内の皆さんの課題を把握していただいていると思いますけれども、きょう提案されている条例の改正に関わる相談等がありますか。

○**金野労働課長** まず、今回の条例の改正で条文ごとに参りますと、障がい者の関係につきましては、岩手県労働委員会等でもこれまで相談を受けたことがないと言っております。

それから、派遣労働者の方の関係でパワハラ、嫌がらせ、賃金、手当の相談はあります。具体的に派遣労働者と事業主との間の紛争であったり、今回新たに法律等で定義されるパワハラに当たるものについては承知しておりませんが、嫌がらせや待遇関係の相談はあると承知しております。

○**軽石義則委員** 労働委員会におけるあっせんの特徴は公労使3者の立場を主張して、そ

それぞれの立場を理解した上でお互いが共通の認識を持って和解ができるという制度だと思います。これはまさに日本の労働紛争の解決方法としては、働く側にとっても非常にいい制度であると私は認識をしているのですが、労働局に行くと、白黒はつきりつけていただけるのですが、同じ場所に復帰して働き続けるということへの課題は多くあると認識をしております。その点についてはどういうふうに捉えているのでしょうか。

○**金野労働課長** あっせんの制度につきましては、当事者間がそれぞれ歩み寄って、お互いが譲り合いながら、円満な解決方法を探るという意味で費用がかかりませんし、また時間も司法手続に比べて非常に短縮されます。それから円滑な職場復帰等もできるといった効果もあることは御指摘のとおりだと存じております。相談する労働者とすれば、事業主に対して、雇用されている環境を破壊することを意図しているわけではなく、その中で自分の身の置き場といいますか雇用の場をそのまま継続したいという思いが強いと感じております。

したがって、白黒つけてどちらがいい悪いと判断するよりは、円満な解決をし、労働関係が円滑に継続するということが大事だと考えるところであります。

○**軽石義則委員** そういうこともお互い共通して認識していると思っていますし、当然今後にもそのように進めていただきたいと思っています。

今回の条例の改正を見ますと、障がい者の皆さんや派遣労働者は、社会的にまだ非常に弱い立場にありながら、不利益はないとは思いますが、現実的に非常に厳しい環境の中で働いていることは事実だと思います。その点についてはどのように思いますか。

○**金野労働課長** 今回の法改正は、三つございます。障害者の雇用の促進等に関する法律の改正におきましては、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止、障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置、いわゆる合理的配慮の提供義務を定めるということが主眼であります。まさに委員のお話のとおり、平等、対等とはいえ、しっかりと保護や配慮をしていく必要があるということが法律に定められ、それに対する行政の義務や紛争解決が定められたということでもあります。

また、労働者派遣法につきましても、同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇について、実効ある是正を図るという目的で措置されております。

また、労働施策総合推進法におきましても、パワーハラスメントや労働者と使用者間の優位な関係に基づいたトラブルというところに、しっかり手を入れていかなければいけないという法的な目的があって改正された部分でございます。労働相談を受ける立場におきましても、こういった法改正の趣旨、それから配慮すべき事項についてしっかり認識し、労使双方の考えを十分聞いた上で、円満な解決に努めていくべきと考えております。

○**軽石義則委員** 労使紛争は、原則的には労働組合をつくり、企業と対等な立場に立って交渉できることが前提になってこれまで進んでいます。しかし、労働者組織が減少傾向にあって組織率も上がらない中で、個別の労使紛争を救済する措置が必要だということでご

の制度ができたと認識しているのですが、労働委員会が実施しているあっせんと、労働局が実施しているあっせんにはその意味が大きく違っていると私は考えているのです。法律では付さないことができるということになっているという前提で、きょう提案されているのですが、県民の幸福度を追求する上では、法律がそうであったとしても、岩手県労働委員会としては、障がい者の皆さんや派遣労働者の皆さんが安心できる制度を維持していくことが大事ではないかと思うのですけれども、その点については検討されなかったのでしょうか。

○**金野労働課長** 今回の法改正につきましては、労使間紛争の解決の制度、手続を狭めるというのではなく、法律で労働局による紛争解決の援助手続が定められていることに伴いまして、一義的には労働局で扱っていただくということがありますと思います。

一方で、県の条例では、紛争の労働相談やあっせんを受けられることになっておりますので、労働局で係争中の事案について、労働委員会のほうにも相談に来るといった場合に、どちらに対しても係争しているということになりますと、紛争解決に混乱を生じるというところが考えられます。まずは岩手労働局における手続については、県のほうではその状況を見ながらあっせんに付さないことができるもの一つに加えて、いわゆる交通整理をしていくという体制を整えております。

この条例の中では、同じように育児・介護休業法や男女雇用機会均等法などで国による紛争解決援助手続が定められているものについては、同じような考え方のもとにあっせんに付さないことができるという制度にしております。今回の法改正で、こういった制度ができましたので、同様に交通整理の一環として、あっせんに付さないことができるものに加えるというものであります。

したがいまして、今回措置したことによりまして、労働委員会で相談、あっせんを一切受け付けないということではありませんので、紛争解決が遅れる、手段が狭まるというものではないと捉えております。

○**軽石義則委員** この場では理解できるとしても、県民の皆さんが、しっかり理解ができるかどうか、課題が出ると思います。付さないことができるということが、報道されて県民に伝わった場合、やってくれないかもしれないと思う人がいないとも限らない。できるのだけれども、その前に労働局がやるのであれば労働局に相談してほしい。でも、労働局に行ってもできなければ労働委員会に相談してほしいという趣旨が伝わらないと、法律的に冷たく感じるような制度になってはならないと思っていますが、それはどうでしょうか。

○**金野労働課長** 条文として付さないことができるという表現になっているので、ここに注目が集まりますと、やらないものだと思われるということがあろうかと思えます。労働委員会としっかりと連携を取りながら、労働委員会が相談を受け付けないというものではなく、まずは専門的知見があり、法的に新しく整備された労働局への相談を御紹介しつつ、その上で個別の事案に関して対応していくという形で、相談する県民が私どもの意

図とは違った御理解にならない形でアナウンス等を努めてまいりたいと思います。

○**軽石義則委員** ぜひそういう対応も含めていただきたいと思います。国や県以外でも労働相談やあっせん、解決制度の流動で努力している団体も多くあるわけでありますけれども、そちらとの意見交換や状況分析はされた上での提案になっているのでしょうか。

○**金野労働課長** 岩手県の労働関係紛争の調整につきましては岩手労働局、定住推進・雇用労働室、岩手県労働委員会事務局、岩手県弁護士会、社会保険労務士会等を構成員とします連絡協議会を開催しております。その中で情報共有、制度の周知にも努めているところでございます。

今回の法改正につきましても、そういった場を通じて、しっかり各関係機関で共通認識を持って当たっていく形を考えたいと思っております。

いずれ弁護士会、労務士会、労働局等も含めて連携を図っているところでございます。

○**軽石義則委員** 各団体との連携は取れているようですが、働く側の代表的立場の団体はありますので、そちらから現場の声をしっかりと受け止めた上で、対応することが大事だと思います。障がい者の皆さまにつきましては、保健福祉の関係になりますけれども、そういった団体にも趣旨をしっかりと伝えないと、いまだに相談が来ていないということは多分制度を理解していないことと、そういうところに自分たちが相談に行っていないのかという迷いがあるのではないかと考えています。やはり福祉の部分は特に目立つことになるわけですので、対応はしなければならぬと思うのですが、その点はどうでしょうか。

○**金野労働課長** 労使の関係におきましては、法律上は対等とありますが、雇っている側、雇われている側という立場はそれぞれあると思います。また、特に障がい者の方々につきましては、御自身がどこに相談していいのかという迷いはきっとおありだと思います。

一方、最近障がい者の方々の法定雇用率が上がってきた関係で、企業としても障がい者の方々をしっかりと雇用して、その能力を活用していくこと。また、人手不足もありますので、能力をしっかりと活用して定着してもらいたいという気持ちがあるかと思います。障がい者の方々も含めまして、今回の改正内容につきましては、庁内関係部局を通じまして、周知を図ってまいりたいと思います。

○**ハクセル美穂子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに

決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

次に、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。

受理番号第 13 号令和 2 年度岩手地方最低賃金改正についての請願及び受理番号第 14 号 2020 年度最低賃金引き上げに関する請願、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。当局の参考説明を求めます。

○**金野労働課長** 受理番号第 13 号令和 2 年度岩手地方最低賃金改正についての請願及び受理番号第 14 号 2020 年度最低賃金引き上げに関する請願につきまして参考説明を申し上げます。お配りしております資料をおめくりいただきまして、1 ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、1、地域別最低賃金の決定方法についてでございますが、本県におきましては、岩手労働局長が最低賃金法に基づきまして、地域の実情を踏まえ、岩手地方最低賃金審議会の調査、審議を経て決定することとされております。

次に、2、本県の最低賃金の状況についてでございます。地域別最低賃金の審議に当たりましては、厚生労働大臣が中央最低賃金審議会に対しまして、地域別最低賃金額の改定の目安について諮問いたしまして、当該審議会から示される引き上げ額の目安を参考にしながら地方最低賃金審議会によって審議が行われることになっております。

また、注意書きの部分でございますが、地域別最低賃金の表示単位につきましては、就業形態の多様化の観点がありまして、平成 14 年度以降時間額表示による時給に統一されているところでございます。

下の表でございますが、産業別の特定最低賃金となります。一定の事業、職業につきまして労働条件の向上や事業の公正な競争の確保等の観点から、地域別最低賃金よりも高い水準の最低賃金が必要であると関係労使が認めるものに限定して設定されるものでございまして、本県ではこの表の六つの産業について設定されているところでございます。労働者または使用者の代表者から特定最低賃金決定の申し出があった場合、岩手地方最低賃金審議会において審議が行われるものでございます。

本県の特定最低賃金の改定状況につきましては、この表のとおりであります。各種商品小売業と百貨店、総合スーパーにつきましては据え置きとなっております。

また、据え置きによりまして、地域別最低賃金は 790 円でございますが、790 円を下回ることとなった各種商品小売業につきましては、767 円ではなく、全ての労働者に適用される地域別最低賃金が適用されるという仕組みとなっております。

資料の 2 ページをごらんいただきたいと存じます。地域別最低賃金の引き上げ額の目安につきましては、各都道府県の経済実態に応じて A、B、C、D の 4 ランクに分けられておりまして、東京都、神奈川県等は A ランク、本県を含め 16 県は D ランクに位置付けられております。現在、施行されている本県の地域別最低賃金は 790 円ですが、全国加重平均は 901 円、それから最高額は東京都の 1,013 円となっております。岩手労働局に

おきましては、最低賃金の履行確保を図るため、事業所に対しまして年間を通じて周知や指導を行っているほか、最低賃金額の改定後におきましては、特に最低賃金の履行確保を主眼とする指導、監督を行っていると聞いております。

3の国及び県の中小企業支援策についてでございますが、国におきましては中小企業の相談窓口の開設や紛争解決の支援を実施しております。本県におきましては岩手県社会保険労務士会や公益財団法人いわて産業振興センターが国から業務を受託して対応しております。

このほか3ページの業務改善助成金による企業の賃金引き上げの取り組み、支援なども実施しているところであります。県におきましては、産業振興や企業の収益力向上に向けた取り組みを評価いたしまして、最低賃金も含めた地域の賃金水準の引き上げにも反映されるよう中小企業の支援を行っているところであります。

以上で参考説明を終わります。

○**ハクセル美穂子委員長** これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**軽石義則委員** 最低賃金の現状でありますけれども、この現状を県としてはどのように受け止めているのでしょうか。

○**金野労働課長** 本県の最低賃金は790円ということで、全国最下位レベル、全国平均の901円との比較ではおよそ9割弱となっております。

最低賃金の引き上げは、賃金水準が引き上がらないと引き上がらないと考えます。地域の経済力や企業の支払い能力を考慮して決定されていくものとされております。賃金は企業収益の分配でありますので、企業の収益力が向上されていくことによって最低賃金も含めた、地域の賃金水準が上がっていくということが一番大事なのではないかと考えております。

企業の経営力の強化や新事業の展開を支援しまして、企業の体力と収益力の向上も支援しているというところでございます。

○**軽石義則委員** わかったようなわからないような感じがします。いわてで働こう推進協議会で、労働条件によって人口流出が止まらないという声が出ております。いわてで働こう推進協議会で、最低賃金についての議論や話題はあるのでしょうか。

○**金野労働課長** 岩手県で働く、岩手県に残ってもらうためには、労働条件は非常に大きな要素であります。当然その労働条件の中でも生活と直結する賃金というのは選択の際の大きなキーワードになってくると考えております。そういったこともございますので、岩手県と岩手労働局が連携いたしまして、経営者団体や各商工関係団体等に対しまして、賃金も含めた処遇の改善、働き方改革全般、賃金に大きく影響します非正規労働者の方々の正規への転換、労働者の方々、企業従業員の方々の労働条件の改善について各団体にも要請いただいているところでございます。

○**軽石義則委員** 働き手の確保、雇用の確保は大事だと思いますし、労働人口が急激に変動していることは御承知のとおりだと思います。企業を誘致する際には、企業側の考え方

からすれば、最低賃金が安いほうが企業を持っていきやすいという企業論理が成り立つと思いますし、働く側からすれば、最低賃金の高いほうに行きたくたいという、両者のベクトルが逆の方向に向いていると私は考えています。それを合わせていかないと労働力の確保はならないと思いますし、働きやすい、働きがいのある県になっていかなければいけないのですが、その点はどうお考えでしょうか。

○**金野労働課長** 企業誘致や自動車産業につきましては、いわゆる生産コストが安いことが一つの魅力だと思います。そこに志向がシフトしているということはそのとおりだと思いますし、働く側とすれば当然高い賃金のところに行きたくたい。それが県内になければ、県外に行ってしまうことも一部あると思います。

いずれにいたしましても、企業として、人を確保するために高い賃金を支払う、それからよりよい勤務条件を提供して選んでもらうことに取り組んでいただく必要があると思います。いずれ勤務条件を提供する際は、企業の体力、経営力で払えるだけの能力、それらの環境整備をするだけの能力、体力といった部分をしっかりつけていくことが大事だろうと思います。

また一方で、企業としてそういった部分に目を向けてこられなかった部分があるとすれば、働き方改革の部分などをしっかり意識していただいて、従業員の御家族も含めてしっかり見ていく視点などを企業に持っていただくことが必要だと思います。

いずれにいたしましても、企業の経営力の強化、従業員に対する社長のメッセージなどをしっかり意識していただけるように、私ども、いわてで働こう推進協議会も含めて、取り組んでいくことが重要だと思います。

○**軽石義則委員** いわてで働こう推進協議会の共通認識になっていくことが一番の近道といいですか、働く場や働き手を確保するという意味からいくと、かなり重要なポイントになっていると私は思っています。

最低賃金の状況について、岩手県内の時間給の支払い実績をどのように把握されていますか。

○**金野労働課長** 最低賃金の状況にはならないかと思いますが、本県の近年の賃金水準でございますが、毎月勤労統計調査によりますと毎月決まって支給する給与につきましては、平成30年ですと、従業員規模5人以上という小規模の事業所で23万1,800円程度、それから30人以上の規模で24万6,800円程度となっております、この数字につきましては、この数年若干の変動はありますが、ほぼ同水準という形で推移している状況になっております。平成23年と比較しますと、30人以上の規模で6,000円程度ふえているところでありますし、また一方で5人以上という小規模の事業所につきましては数百円程度下がっている状況であります。

○**軽石義則委員** 月額支払いといいますと、時間給は見えないのですね。なぜお聞きしているのかというと、それぞれの企業で条件がいろいろ変わっているのは当然です。ただ、皆さんからお話を聞くと、最低賃金でアルバイトを募集しても、学生でさえ来ていただく

ことは難しいということです。1,000円を超えるか超えないかのところがぎりぎりであり、経営を考えるとぎりぎりのところで人員を確保しているようなのです。そういうところをお聞きしたかったのですけれども、把握をしていないということなのではないでしょうか。

○**金野労働課長** 実態として、最低賃金レベルで人が集まるかにつきましては、人手不足もありますし、非常に厳しいということは承知しております。

また、例えば毎月勤労統計調査の30人以上規模、24万6,800円を本県の1カ月の総実労働時間の平均155時間程度で割りますと1,590円程度の金額になります。これはあくまで平均でありますので、労働者の方々の年齢、経験なども平均的な金額になっております。いずれ企業の支払い能力、体力、従事している仕事の内容によって賃金に差があるとは思いますが、定性的な部分で恐縮なのですが、最低賃金レベルで募集しても非常に厳しいというところは実態としてあるのだらうと捉えているところであります。

○**軽石義則委員** 具体的な数字は、把握が難しいとは思いますが、まさにいわてで働こう推進協議会には経営団体や業界の代表も入っているわけですので、その中で、実際時給どのくらいで人を募集しているのかといった聞き取りができるのではないかと思います。それをもって岩手県の働く環境にはどれが適正なのか。東京と一緒にしろと言っているのではないのです。東京にはない岩手県のよさをプラスして、その賃金で働き、暮らすことができるのだという宣伝を既に県でもしています。通勤時間の問題や住宅が持てる、自動車が使えなど、そういう差し引きをするために基礎となるベースがないと、具体的な賃金の水準には結びついていかないのではないかと思います。これは要望です。

そういうことをこれからした上で、1,500円は単純平均で、既に岩手県の最低賃金の倍を支払っているということになるので、今回の請願は妥当なものであると私は考えます。いずれ、しっかり裏付けるための資料づくりをこれから努力していただくことをお願いして終わります。

○**高橋はじめ委員** 最低賃金を改定した金額の周知について確認したいのですが、どんな形で周知しているのか。

それから最低賃金違反といいますか、最低賃金に満たないところは、どのくらい発生しているのか、あわせて現状をお伺いします。

○**金野労働課長** まず、最低賃金の周知でございますが、毎年度の最低賃金が新たに発効した場合には、労働局でパンフレット、ポスターやチラシ等をつくりまして、関係機関に配布をしているところでございます。また、私どもも岩手県ホームページでアナウンスをさせていただいているところであります。

また、最低賃金違反の状況でございますが、労働局でいわゆる指導等に歩いた中で、時間外労働につきまして、支払いが足りなかったところはあると記憶しております。実際に送検等になった事案は、平成31年3月に1件ありましたので、岩手労働局で公表しました。内容につきましては、労働者の方23名に1カ月間の定期賃金、合計約217万円を支払わなかったということで、最低賃金違反というよりは、賃金不払いということで最低賃金法の

ルールに抵触した案件で送検された事例があったと承知しております。

○高橋はじめ委員 毎年 30 円弱の改定が進んできておりますが、1,000 円まではかなり遠いということで、引き続き改定アップをしていただければと思っております。問題は、自分のところで仕事を受注して従業員にお給料を払っているところと、仕事をいただいて、物をつくって、納めて、販売利益で賃金を払っているというところがあるわけです。後者は、発注元がコストを圧縮しようという取り組みをしております。ところが前者は、これ以上上げると会社の経営が成り立たないというぎりぎりの企業等もある。地域を回っておりますと、最低賃金も働く側はいいかもしれないけれども、経営者としては大変だと、厳しいという声が聞こえてくるわけです。

それらを含めると、もう少し発注元に対するアナウンスをやっていく必要があるのではないかと思います。その辺について、何か取り組みをしていることがあるのか。あるいはないということであれば、発注元に対するアナウンスがしやすいように、知事の要請など何らかの形で発注元にアナウンスしていかないと、やっぱり厳しいことになっていくと思うのですが、その辺は何か検討されていることかあれば、取り組んでいることがあればお伺いしたいと思います。

○関口経営支援課総括課長 下請取引の課題であると思っております。資料にもございますが、国の委託事業として、中小企業庁から、公益財団法人いわて産業振興センターが下請かけこみ寺を設置しております。公益財団法人いわて産業振興センターは、発注先で下請先から適正な価格で受注できる形で相談を受け付けているところであり、例えば国の事業だと承知しておりますが、価格交渉サポートセミナーや個別相談などもこの下請かけこみ寺事業の中で実施していると承知しております。

○高橋はじめ委員 先日岩手県立大学の先生に、若い女性に岩手県に残ってもらわないと人口減少に歯止めがかからない、若い女性に残っていただくためにどうしたらいいのかを聞いたところ、給料の問題だと言われました。都会に行ったら家賃を払ったりいろいろな面で生活費がかかるので、岩手県のほうがいいのではないかと聞きましたが、岩手県にいと自動車を持たなければならない、家賃はかからないかもしれないけれども、ほかのところではいっぱいお金がかかると言われました。結局、給料が高くないと若い女性は岩手県になかなか住んでもらえないという、若い人たちの声を聞くことが多いというお話を伺いました。

人口減少を食い止めるための対策では給料、賃金は非常に大事だと思うし、最低賃金はある程度の防波堤というか、下限なわけですから、これも早く 1,000 円に引き上げていく努力をしていかなければならない。それに伴って企業体力もつけていただかなければならないわけですが、そういう意味では、下請のお話がありましたけれども、国の取り組みだけに限らず、県も積極的に取り組んでいかなければならないのではないかと思いますので、どうか今後ともお願いしたいと思います。

○川村伸浩委員 請願の受理番号第 13 号、14 号について私の意見を申し述べさせていただきます。

きます。

政府は経済財政運営と改革の基本方針で、より早期に全国加重平均で 1,000 円になることを目指すという方針で、最低賃金については年率で 3%程度をめどに GDP の成長率にも配慮しつつ引き上げていくという話をされておりますし、また、最低賃金を引き上げるに当たっては中小企業、小企業事業者の生産性の向上も配慮していかなければいけないということでもあります。

特に最低賃金の地域格差については、経済状況が地域によってかなり違うという部分において、直ちに 1,000 円以上に是正していくということは中小あるいは小規模事業者の経営に大変なダメージがあるのではないのかと考えますと、現在も一定程度の最低賃金の引き上げをしておりますし、できるだけ地域間格差も是正したいという流れの中にあつては、今回の請願については不採択でいいのではないかと考えております。以上であります。

○ハクセル美穂子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。1 件ずつお諮りいたします。

まず、受理番号第 13 号令和 2 年度岩手地方最低賃金改正についての請願の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○ハクセル美穂子委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 14 号 2020 年度最低賃金引き上げに関する請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○ハクセル美穂子委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定した請願につきましては、国及び関係機関に対して意見書の提出を求める項目がありますので、本定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。なお、ただいま採択されました2件の請願は関連がありますので、意見書案をまとめたと思います。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は、原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって商工労働観光部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**軽石義則委員** それでは、新型コロナウイルス感染症の取り組み状況について質問をさせていただきます。

予算特別委員会でも多くの議論がされたところでもありますけれども、現状認識を深めるために、確認の意味も込めてお聞きしたいと思います。3月13日付の新型コロナウイルス感染症対策本部員会議の資料をいただきました。商工労働観光部の取り組みの中に、経済金融連絡会議を3月11日に開催し、対応状況など情報共有化したとあるのですが、この中身について具体的に教えていただけないでしょうか。

○**関口経営支援課総括課長** 経済金融連絡会議については、新型コロナウイルス感染症による県内企業への影響や関係機関の対応について情報共有するとともに、3月10日に国が公表いたしました緊急対応策第2段の周知を図ることを目的とし、急遽3月11日に国や商工団体、金融機関など関係団体、支援機関等の参集により開催したものであります。

経済金融連絡会議では、関係団体がそれぞれ有している県内企業の状況、例えば飲食業や宿泊業でキャンセルが多数発生しており、資金繰りに苦慮していることや、製造業等では中国からの資材が輸入できず、製造が滞っていることなどについての報告があったところであります。また、商工指導団体からは金融機関による新規融資だけではなく既往債務の条件変更の柔軟な対応などについて意見があり、国及び県から事業者が資金繰りに困らないよう個別事業者の状況に応じた適切な対応を要請したところであります。

また、この会議においては関係機関が一丸となって県内中小企業の資金繰りを支えていくということなども確認しているところでもあります。

○**軽石義則委員** それらの共通認識が図られて、対応していると私も思いますけれども、

日々刻々と状況が変化をしておりますし、日を増すごとに県内の旅行業を初め、いろいろな影響が大きくなってきていると私のところにも声が増えておりますけれども、それらの状況については今どのように把握をされているのでしょうか。

○似内企画課長 県内経済の状況についてでございますけれども、関係機関、団体等を通じて状況把握に努めております。宿泊企業におきましては、予算特別委員会でも申し上げましたが、2月から4月までの間に約13万8,500人泊のキャンセルが発生し、その影響額は約13億円でございます。運送業につきましては、3月からイベントや旅行の中止による観光バス、貸し切りバスのキャンセルが多く、4月も予約が少ない状況に加えまして、キャンセルがふえる可能性が高いと承知しております。飲食業におきましても、2月下旬から国からのイベント自粛要請、あるいは学校の一斉臨時休校要請などを受け、一気に自粛モードが広がっており、3月に入りまして会合、宴会などのキャンセルが大幅にふえ、3月は送別会シーズンでありますので、その影響が大きいと承知しております。

○軽石義則委員 具体的に経営指導にも入っていくという答弁がありましたけれども、経営指導に当たる皆さんは、街に出て生の声を聞いていただいていると思うのですが、その皆さんからはどういう情報が上がっているのでしょうか。

○似内企画課長 事業者の状況でございますけれども、岩手県商工会連合会が3月5日から12日の間、県内の25商工会の会員企業等を対象に新型コロナウイルス感染症関係での経営の影響について調査をしております。回答いただいた177事業者のうち、既に影響が出ていると回答した事業者は123、今後影響が出る可能性があるという回答した事業者は42ということで、あわせて165事業者の方から既に影響がある、これから影響が出る可能性があるという回答をいただいております。

○軽石義則委員 かなり深刻な状況に来ているという実態が現れているのではないかと思います。具体的に相談等の内容について教えていただきたいと思っております。

○関口経営支援課総括課長 県の相談窓口対応の状況について答弁させていただきます。

県では3月2日から中小企業者向けの金融相談窓口を設置し、経営支援課のほか四つの広域振興局、三つの地域振興センターにより対応しております。3月16日現在であります。相談受付件数は46件、相談の内容としては資金繰り相談から経営相談まで幅広い内容の相談が寄せられており、相談を受けている事業者の業種については、飲食業が17件と最も多い状況でございます。そのほか県内関係機関においても相談窓口が金融機関、商工団体に設置されておりますが、会議等では先ほど答弁申し上げた報告があったところであります。

○軽石義則委員 相談もかなり深刻な内容ではないかと思いますけれども、各業界団体含めて、岩手県に対して要望が来ているのではないかと思います。その状況はどうでしょうか。

○似内企画課長 業界団体からの要望でございますけれども、岩手県生活衛生同業組合から2月、9月に商工労働観光部長宛てに要望があったところでございます。要望の内容に

つきましては金融支援、税制雇用関係、岩手県の地域振興のための支援ということで、金融支援につきましては、融資制度の拡充、既往貸付についての返済猶予、税制雇用関係につきましては、雇用調整助成金の関係の申請資料の簡素化、岩手県の地域振興のための支援につきましては、産業振興を図るべく経済対策という要望をいただいております。

○**軽石義則委員** それらは、早急に対応しなければならない要望だと思いますし、もう既に対策も進められていると思います。切れ目ないといいますか、今回の取り組みは先行きに見通しのない、ゴールのないマラソンをしているような雰囲気も感じるので、対応も難しいと思うのですが、どのように今後の対応を進めようとしているのかお示し願います。

○**似内企画課長** 切れ目のない対応でございますけれども、関口経営支援課総括課長が申し上げたとおり、金融関係では、相談窓口を設置しており、事業者が対応しております。

また、消費拡大につきましては、県民に県内の生産者や企業が生産する商品を知ってもらい、消費していただくことで、地元生産者や企業を応援し、地域全体を元気にしていくため、3月6日から買って、食べて地域を元気に応援キャンペーンということで、買うなら岩手のもの運動を展開しております。

いずれにしても、国、関係団体と連携しながら、買うなら岩手のもの運動による消費拡大の推進や影響を受けている事業者への経営指導、国の緊急対応策や県単融資制度を活用した金融支援などさまざまな施策を講じて対策を進めていきたいと思っております。

○**軽石義則委員** 運転資金の確保、店を継続するという前提で運転資金を確保すると思うのですが、経営を断念することがこれからは出てくるのではないかと思います。そのために、断念しないようにしっかり支えているということが伝わっていかねばならないと思います。国などの金融機関よりは、身近な金融機関のほうがより対応も素早く、内情もよくわかっているという声が聞こえているのですけれども、金融機関に対する資金繰りの対応、支援、サポートはどのような形で進めているのでしょうか。

○**関口経営支援課総括課長** 委員から御指摘があったお話は私どもも聞いているところがあります。金融機関は、県内地場の企業、事業者にも密着していろいろな支援をして支えている状況だと思います。それと協調して国の日本政策公庫があわせて資金供給、資金繰りなどを支援している実態であると思います。金融機関では、今回経営に影響を受けている事業者を個別に訪問しながら、それぞれ状況をお聞きしながら運転資金が必要なところには相談対応しているということを会議などでも聞いているところであります。

先ほども御答弁申し上げましたが、3月11日の金融連絡会議においては、新規融資も大事ですが、事業継続できるような柔軟な対応を行うといったところも含めていろいろな情報交換や県としての御意見を申し上げたところであります。

○**軽石義則委員** そういう情報交換をして共通認識に立っているとすれば、県からも地元の金融機関に対して、新たな制度として支援できるものを示していかないと、さらに力強く支援しているというものにはなり得ないと思います。こういう厳しい状況ですので今まで金融機関が持っている制度の中での対応とすれば、進むにも進めないのではないかと思

います。

これは、東日本大震災津波後の復興以上に厳しいと思います。なぜかといいますと、被災地は東日本に限定されていたわけですが、今回は日本全国どの地域もなのです。特に都会、大都市にも大きな影響が出ているとすれば、一斉に回復を目指そうとしたときには、力の弱いところは力のあるところに吸収されていくことは皆さんも承知のとおりだと思います。そのときに経営が継続できる、仕事ができる体制を岩手県でとっていなければ、さらに岩手県に呼び込むことはできなくなってくるのではないかと思うのですが、部長どうですか。そういう地域の金融機関と県が一体となって、今までにないような支援制度を示していく必要があるのではないかと思います、どうでしょうか。

○戸舘商工労働観光部長 委員御指摘のとおり、メインバンクである地元の金融機関がしっかりとした経営相談に応じなければいけませんし、必要な支援もしなければなりません。そのための金融的な面での新たな枠組みが必要だと認識しております。現在、新たな枠組みの金融支援措置についても検討を進めているところでございます。

○軽石義則委員 岩手県だけでの対応には限りがあると思いますので、しっかり国に対しても、現場の生の声が伝わることをあわせてやっていただくことが大事ではないかと思えます。苦しい現場の現状の声が集約されていると思いますので、県でとどめておくのではなくて、国に対してしっかりものを伝えて、対応してもらいべきだし、岩手県でできることは即展開していくことが私は大事だと思っています。そのことによって県内の事業者の皆さんもやる気につながるし、元気につながっていくのだと思います。

全国一斉に新型コロナウイルス感染症が終息宣言されるような時期になれば、旅行者は京都府などに引っ張られていくのではないかと考えています。向こうはかなりよい条件を提示しやすいと思うのです。旅行者を岩手県に呼ぶために岩手県のよさをどう生かしていくか、これから大事な時期に来ていると思います。まずは新型コロナウイルス感染症が出ないこと、そして収束することが大事なのですが、その後のことを忘れずにあわせて対応してほしいし、岩手県職員もこれから異動時期なので、担当が変わり部署が動いて、担当が変わったために、待たされることのないことが必要だと思うのですが、いかがでしょうか部長。

○戸舘商工労働観光部長 担当者がかかわったから滞るということは、許されませんので、決してそういうことはないようにやってまいります。

そして、国に対しての働きかけというお話がありましたけれども、この新型コロナウイルス感染症対策に関しては会議の開催をしておりますし、その中で国に対してもいろいろ要望しなければならぬ案件も出ております。

総務省からは、リエゾンという形で情報を入れる窓口も設けてもらっていますので、ここを通じて適宜必要な情報を上げておりますし、また全国知事会を通じて各都道府県共通の課題も多くありますので、随時要望していくという体制になっております。

○川村伸浩委員 私からも新型コロナウイルス感染症関係の質問をさせていただきます。

今軽石委員の質問の中で、予算特別委員会での数字をそのまま答弁されましたけれども、あれからキャンセル料や影響額などの変化はないのでしょうか。

○浅沼参事兼観光課総括課長 前回調査させていただいたのが3月11日を締め切りとした調査でございました。その後、追加の調査はしてきていないという状況でございます。

○川村伸浩委員 影響額だけを調べても、対応というのはなかなか厳しい部分もあるとは思いますが、いずれ現状を把握して、対応していくということが非常に大切だと思いますので、できる限り小まめに情報収集をされるべきだと思います。

私の地元には温泉郷がありますが、さまざま話を聞く機会があります。やはり非常に大変な状況であるということです。ある施設にお伺いしたら、3月のキャンセル数が1万8,000人ぐらい、従業員にも3分の1ぐらい休んでいただいているという話を聞きました。先ほど金融関係支援の話も出ていましたが、収束に近づいた、あるいは収束したときに、いかにそれに対応できるかということが非常にキーポイントになってくるのではないかと思います。特に観光については、今までもかなり地域格差があって、例えばインバウンドでは北海道が一人勝ちの状態、また国内旅行者も行っています。収束したときにも、やはり北海道に足が向くのは当然だと思います。

令和元年台風第19号のときは、いわてふっこう割事業費という形で4,600万円の予算措置をされております。地元の人が地元に行く、あるいは今の状況を囲い込めるような手立てをしないと、強いところは強くなって、弱いところはますます弱くなると思います。結果として成り立たなくなるという流れになると思っています。

今から国への要望と、県としてアピールやアナウンスすることをやっていかなければいけないと思いますが、その辺の考え方をお願いいたします。

○浅沼参事兼観光課総括課長 委員御指摘のとおり、岩手県への来県については非常に厳しい状況になっていると承知しております。幸いなことに本県では新型コロナウイルス感染症の感染者が出ていないという動向もあり、県産品の消費拡大ということで、買うなら岩手のもの運動を展開しておりますが、次に何をやるか、できれば地域の宿泊施設を応援するようなキャンペーンができないかということで内部でも検討しております。これは財政投入しなくてもできそうな、普及啓発キャンペーンに近いものになっていくと思いますので、とりあえず県民の皆さんに地元地域に泊まっていただいて、地域のよさ、地域の宿泊施設のよさを知っていただける機会になると思っております。できるだけ早い時期に形にできればということで、内部で検討を進めているところでございます。

○川村伸浩委員 皆さん地元を応援したいという気持ちをすごく持っていますが、どういう形で応援できるかといった場合に、そういったアナウンスや助成は、地元の方々が地元へ応援ができるということで非常にいい取り組みだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

それから、インバウンドの関係でありますけれども、台湾からの渡航禁止といたしますか、注意レベルが今まで2だったのが3になりました。3月19日からは、日本に渡航しないよ

事会での要望や国の機関と会う機会がありますので、さまざまな機会を通じて、県内の実情をお伝えして、何らかの対策ができないか働きかけていきたいと思っております。

○高橋但馬委員 一番の支援策になると私は考えておりますし、事業者もまさにその部分で困っているということなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど川村委員からもお話がありましたが、宿泊施設において、つなぎ温泉や鶯宿温泉でも休館しているところがあります。また、キャンセルはあるけれども、何組か宿泊が入っているところもあります。そうなった場合、電気や重油についてですが、部屋の電気代などはかからなくなるのですが、結局満室でも数組の宿泊者でも経費としてはあまり変わらないということで、施設運営する上でエネルギーコストに対する支援を考えていかなければならないと思ひているのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○浅沼参事兼観光課総括課長 満室でも1組、2組でも、電気などを稼働させるとエネルギー消費するという話は承知しております。エネルギーに対する支援というのは私も今初めてお聞きした話なので、どういったことができるのか検討させていただきたいと思ひます。

○高橋但馬委員 県も中小企業団体中央会などいろいろなところから業者の声を聞いていると思ひますけれども、現場に合った支援策をぜひともお願ひしたいと思ひます。

大阪府の話なのですけれども、知事が新型コロナウイルス感染症を防ぐため自粛してきた府主催のイベントについて3月21日から再開すると。そしてそのために、府で定めた3原則、環境要因で感染が拡大するため、2方向の窓を同時に開けるなどの換気の徹底、人の間を一、二メートルの距離を確保、近距離での会話の回避という、専門家の指摘を踏まえてこのような発信をしたことによって府主催のイベントをやっていくということを発信しております。

やはり人が動かないと経済は活性化していきませんし、本当に家賃を払えそうにないという飲食店の声を聞いております。私もこの前飲みに行ったら1人お客さんがいて、私が入ったら、お客さんが来たから帰られました。私が入ってから、その後誰も来なくてなかなか帰られなくて困ったのですけれども、そういうことを少しでも回避していくために、県としても大阪府のような発信をしていくべきだと考えますし、県の立場では、みんなで飲みに行くということはなかなか難しいと思ひますけれども、個人に任せて少しでも地域の経済が活性化するように動いていただきたいと思ひますが、部長答弁をお願いします。

○戸館商工労働観光部長 国を挙げて感染拡大阻止に動いている中、県としての判断もあろうかと思ひます。3月19日には国で専門家会議を開いて自粛のありようについて、何らかの影響を与えるような見解が示されるのではないかとという新聞報道がありましたので、まずは専門家会議の状況、そして国がどのようなメッセージを出すのかに注目していきたいと思ひます。

○佐々木朋和委員 最初に、いわてふっこう割事業費についてお伺ひをします。

県では予算総額が 4,600 万円と限られている中、また時間もない中で、よく執行していただいたとっております。4,600 万円の 95%執行していただいたということでもありますけれども、まずいわてふっこう割事業費の総括をどのようにされているのか。総括をされていなければ、浅沼観光課総括課長の所感でも結構ですので、教えていただきたいと思っております。

○浅沼参事兼観光課総括課長 いわてふっこう割事業費でございますが、先日執行率 95%と申し上げたところですが、これは事務局費を除きますと 4,000 万円ほどの執行になりますし、現在まだ確定数ではないですが、宿泊の泊数でいきますと約 9,400 人泊を満たしております。

事業費が 4,000 万円と、本県の 2 月を含めた宿泊動向からいくと非常に少ないという金額の中では、当初の計画では 1 万 3,000 人から 1 万 5,000 人くらい生み出せるかと考えていたのですが、販売方式を大手代理店から宿泊施設が直接売るというスタイルに変えました。旅行代理店に行く際には、卸値という形で、通常市販する価格より少し安く出すということで、助成金額が 3,000 万円にいくと考えていたのですが、定価ということになりますと、1 万円を超えた場合に 5,000 円というラインの助成額が多かったという関係で目標まで届かなかった、1 万人泊まで届かなかったという状況になったとっております。ただ、これは国の算定が約 8,000 人泊という算定であると内々に聞いていましたので、国が想定している以上のことはできたと考えております。

また、これは手前みそではございますが、一部の宿泊施設の方から、これがあつたので 2 月の新型コロナウイルス感染症の影響による日本人客のキャンセルを落ち込ませないで済んだというお声を頂戴いたしております。2 月の前半のほうだということですがけれども、2 月の売上げが通常閑散期で非常に厳しい中において御活用いただけたことには、一定程度の効果があつたと聞いて、評価をいただいております。

○佐々木朋和委員 いやいや、泊数が少なかったからといって、マイナスということではないと思います。まさに 5,000 円を使われたということは、単価の大きいお客さんが使っていたということなので、私は大変な成果だと思います。その点は評価をさせていただきたいと思います。

一方で、これは閑散期対策ということでしたから、例年の宿泊数と比較してどれだけ上積みがあつたのかということが大事だと思っております。ただ、後半に新型コロナウイルス感染症がありましたから、数字的には難しいかもしれませんが、所感で結構ですので、その辺はどうだったでしょうか。

○浅沼参事兼観光課総括課長 現在統計データがまだ出ていないので、所感でございます。2 月の新型コロナウイルス感染症の最初の発生があつたときの調査では、全県下で約 1 万 1,000 人泊のキャンセルが発生したと一度公表させていただいたところですが、新型コロナウイルス感染症がない状態であればプラスと考えていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で去年の 2 月に比べると宿泊については少し厳しいという状況でございます。

○佐々木朋和委員 今言っていたのは2月のトータルの宿泊数ということですね。

○浅沼参事兼観光課総括課長 はい。

○佐々木朋和委員 私も週末にいわてふっこう割事業費を使っていた地域の業者を回らせていただきました。その中で、浅沼観光課総括課長がおっしゃったように落ち込みを防げたとか、例年よりも多かったという宿がございました。一方で、販売が自分のところであったので、有名な宿はよかったけれども、謙遜ぎみに、私のような無名な宿ではなかなか使われなかった。あるいは既存のお客には得だったけれども、宿としてはどうだったのだろうかといったさまざまな声が聞かれました。

私は、県としてはこれはいい経験だったと思っております。なぜこういうことを申し上げるかという、これから今の状況が下火になってきて、いざこれから経済政策というときに、国からさまざまな事業がどういう形で来るかわかりません。震災直後であれば高速道路の無償化やプレミアム商品券もありました。災害に対する流れで言うと、このいわてふっこう割事業費のような形での事業が来るのかもしれませんが。

そういったときに、ぜひとも今回のことを総括して、より効果が上がるような形で事業展開できるようにしていただきたいと思っております。また、宮城県や福島県と額に差があったわけではありますが、そういった実態調査を含めて、国への報告をしっかりとやっていたいて、今の時期に調査あるいは検討していただいて、来るべきときにしっかりと実効性を持った制度をやっていただきたいという思いでありますので、よろしく検討をお願いしたいと思っておりますし、引き継ぎもよろしくお願いをしたいと思っております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。先ほど高橋但馬委員からもお話しがありましたけれども、私も各団体等のヒアリングをさせていただきました。週末は地域の飲食店や宿泊業者に、経済産業省でやっている冊子を持って制度の御案内もさせていただいて歩いたところであります。

そんな中で、最強の無担保、無利子の貸し付けができるのだけれども、輸血をする前にまず出ている血、傷口を何としても絞ることをやってほしいという声が多くありました。また、雇用調整助成金の特例措置について、前回のやりとりでは、2月分のマイナスがあつて3月にやっと使えるという話が好転して、3月中にマイナスになれば3月中から使えるという条件変更もされているという話もいただきました。

ただ、最初は5月までこれを使えるということだったのが、7月まで使えるとなつて、それぞれの業者もこの一、二カ月だったらこの中小企業3分の2、大企業2分の1でしのげるのだけれども、7月、8月までいったら3分の2の補助ではなかなか厳しく、北海道では5分の4になっているということです。北海道の経済状況と岩手県の経済状況はそんなに変わらないのではないかという話もいただきました。そういった中であつては、今後そういった要件の緩和ということも国に対して強く要望していただきたいと思っておりますが、所見を伺いたいと思っております。

○西野雇用推進課長 雇用調整助成金は7月までの休業に関して使えるようになっており

ます。また、生産指標も3カ月から直近の1カ月が前の年より40%でいいということで、さまざま6点ほどの要件緩和がなされております。委員おっしゃるとおり3分の2ということでございますので、今のところ本県では特例措置による申請はない状況ではございます。今後労働局に置いております雇用調整助成金の相談窓口には、100件以上の活用の相談が来ているようでございますので、上乘せみたいなところに関しては検討させていただければと思っております。

○佐々木朋和委員 西野雇用推進課長、認識として、今特例措置の申し出がないという話でございましたが、つなぎ温泉の施設でも休ませているという話がありました。これは計画が後から出していいからであって、もう休業させているということですよ。

○西野雇用推進課長 そうです。

○佐々木朋和委員 需要はあるということだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、7月まで使えるように1年間で支給限度日数が100日ということになっているということは毎日休ませたら、3カ月分しかないわけです。これもおかしいのではないかと思うのですが、この辺の矛盾というのはどうなのでしょう。

○西野雇用推進課長 雇用調整助成金の要件緩和につきましても、第1弾、第2弾と拡充しているところでございます。そういう一番のベースの制度が1年間で100日まで、3年間で150日となっております。そこが要件緩和されていないという状況でございます。今回7月までという休業期間が示されておまして、それに伴っていないという御指摘なわけですが、収束が見込めないというところもあって、1年間で100日というところが要件緩和されていないと考えておりますが、今後国におきましても3月19日の方針がありますとか、そのとき、そのときに応じて、状況を見据えまして制度改正が行われると想定しております。その状況を注視していきまして、必要な要件緩和をお願いすることも検討してまいりたいと思っております。

○佐々木朋和委員 検討と言わずに、3月19日の方針が出る前に、岩手県ではこれが必要だということと言っていたきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、既存借り入れについての条件変更について、議題にはのっているという話をいただきましたけれども、地元の金融機関については前向きに捉えて取り組んでいただくということでよろしいのでしょうか。

○関口経営支援課総括課長 金融機関では県内の経済状況あるいは取引先の経営状況はかなり深刻な状況だということも十分認識していると私自身も考えております。したがって、東日本大震災津波のときもそうでしたけれども、金融機関とすれば今の状況を踏まえて、既往債務の返済の猶予あるいは条件変更については柔軟に対応していただくように動いていただけるものと考えています。

○佐々木朋和委員 ぜひ県としてもメッセージを発していただきたいと思っております。日本政策金融公庫の無利子、無担保融資が開始されましたから、これ一本あればいいので

はないかと私は思っていたのですけれども、地域の事業者にお話を聞くと、既存の借り入れの条件変更をしてほしいということです。また、条件変更することによって、次の借り入れが不利になるのではないかとこの恐れがあつて、なかなか言い出せないという話がありました。

また、日本政策金融公庫の無利子、無担保融資を借りるとなった場合に、日本政策金融公庫は盛岡市と一関市にしかないわけでありまして。また部門も、中小事業と国民事業と分かれていて、人員についても不安だという話もありました。日本政策金融公庫は、まずは地元のメインバンクに相談してくれと、そこから上げてくれという話をしているようでもありますから、まさに地元の金融機関が県に関してどれだけ柔軟に対応していただけるかといったところが各事業所が気になることでもあります。県で地元の金融機関とタッグを組んで新制度をやってほしいと言っているのですが、部長は、新たなものを検討するとおっしゃいましたので、そういったメッセージを発するためにも、ぜひともやっていっていただきたいと思ひます。

先ほど高橋但馬委員から話がありましたけれども、3月、4月を何とか乗り切つて、4月か5月に、みなさん借り入れに一斉に動くことがあると思うのですけれども、日本政策金融公庫の体制について、大量にニーズがあると思うのですけれども、処理能力というのは、県ではどのように見ていらっしゃいますか。大丈夫だと思ひていますか。

○関口経営支援課総括課長 日本政策金融公庫については、県内では盛岡支店、一関支店、県北地域については八戸支店が管轄していることとなります。しかしながら、地元の民間金融機関の営業拠点を比較すると数的に大きな差があるということは重々承知しております。日本政策金融公庫ともいろいろ情報交換、意見交換をしているところで、できる限り迅速な対応ということはお願ひしつつ、委員からいろいろ御指摘もございましたが、地元の民間金融機関とも協調してタッグを組んで、県内経済を支える中小企業を、地域として支えていくということが非常に重要な取り組みだと認識しております。先ほど部長から御答弁申し上げましたが、金融機関とも協調しつつ、使う事業者の使い勝手がいい制度の創設について検討しているところであります。

○佐々木朋和委員 よろしくお願ひ申し上げます。また、事業者へ、早目の相談ということもぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

この冊子には中小企業生産性革命推進事業など補助事業があります。IT導入補助金、持続化補助金といったものも、残念ながらお客さんがなくて、今の時期だからこそ前向きに取り組みたいという事業者もいらっしゃいました。しかしながら、これらの締め切りは、第1次が3月31日となつており、まさに今後の資金繰りにめどがつく前に締め切りになってしまう。あるいは3分の2の補助であれば、3分の1を自分で準備しなければいけない。そういったこともありまして、こういった事業をメニューの中に入れていなければならない、もう少し応募締め切りを後ろ倒しするとか、自社資金が手元になくても、金融機関への支払いが猶予されるといったことを検討いただけないかという話がありました。あわせて事

業喚起という面がありますから、国に対して要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○似内企画課長 持続化補助金、IT導入補助金につきましては、応募締め切りが3月31日までとなっておりますけれども、1次締め切り後も申請受付を継続し、令和2年度にも2次、3次、4次募集ということで国でやる話を聞いております。また、先ほども申し上げましたけれども、国に対してお話する機会がありますので、事業実態を踏まえまして国にもお伝えしていきたいと思っております。

○佐々木朋和委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、部長にお聞きしたいと思っております。資金繰り等々の話は、先ほど御答弁がありました。先ほど浅沼観光課総括課長からゴールデンウィークの対策について、県内の周遊で啓発的な事業を考えていただけるということでありました。まさに飲食店、宿泊業等々、今度のゴールデンウィークについて先が見えない中で、一つの試金石になると思っております。

県内では感染者が出ていない中で、私も週末に地元の一関市内を歩いてみました。確かに人は少ないですけれども、子供たちを中心に、どこかに行きたいということで、近場を移動するという方々、道の駅の駐車場も満杯でしたし、外で遊ぶようなところは結構人が来ていたと思っております。

ゴールデンウィークに向けて、イベントの自粛が早目早目に出されております。県としてもゴールデンウィークに例えば啓発的なということで県内の近場で過ごしましょうというようなキャンペーンや、あるいは来年度に向けて、インバウンド等消化しきれない予算があると思っておりますので、プレミアム商品券的な予算に組み替えてでも、県内でできる経済対策をやっていくことが必要かと思うのですけれども、御所見を伺います。

○戸館商工労働観光部長 新型コロナウイルス感染症が広がりを見せる中で、県としてどこまでやれるか今探っている状況であります。気持ちとしては、買うなら岩手のもの運動の延長線上に、近距離のごく身近なところで地元のすばらしいよさを知ろうということが考えられないかということで、検討しているところであります。一方で、国を挙げて感染拡大防止に取り組んでいる中で、岩手県は勝手なことをしているという批判をされないようにしないと、収束後に悪影響が出てよくないと思っておりますので、その辺をよく見きわめて検討していきたいと思っております。3月19日の専門家会議で自粛の程度について何らかのアクションがあると期待し、注目したいと思っておりますのでございます。

それから、資金繰りの関係では、先ほどから御質問を頂戴しておりますが、経済金融連絡会議の中で、私からも金融機関には柔軟な対応ということで要請をしております。また国からも各金融機関に要請があり、実際に相談窓口に来られて資金繰りを何とかしたいという方に、既往債務の取り扱いを少し相談してという助言を受けて、繰り延べしてもらったという方もいらっしゃるようです。経営相談窓口を設けている金融機関を中心に、プッシュ型で相談に応じるよういっていますので、しっかりと状況をつかみながら対応してま

います。

○**ハクセル美穂子委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**ハクセル美穂子委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第40号県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○**和村道路環境課総括課長** 議案（その2）の76ページをお開き願います。議案第40号県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案説明資料の1ページをお開き願います。

初めに、1、改正の趣旨であります。本条例の参酌基準であります道路構造令の一部改正により、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる自転車通行帯が新たに規定され、あわせて自転車道の設置要件が追加されたことから、本条例においても所要の改正を行うものでございます。

次に、2、条例案の内容であります。上の図は、条例案の内容の（1）に関する自転車通行帯の図となります。（1）については、自転車通行帯の基準を定めようとするものであり、自転車の安全かつ円滑な通行を確保するため、自転車の通行を分離する必要がある場合において、原則車道の左端寄りに自転車通行帯を設けることを新たに定めるものであります。下の図は、条例案の内容の（2）に関する自転車道の図であります。（2）については自転車道の基準を定めるものであり、自転車道は専ら自転車の通行の用に供するために設置し、縁石等の工作物によって区画して設けられる道路の部分でございます。上の（1）において新設した自転車通行帯の設置を推進する一方、設計速度が1時間につき60キロメートル以上である道路につきましては、従前のおり自転車道を道路の片側に設けることとするものであります。

次に3、施行期日であります。公布の日から施行することといたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○**高橋はじめ委員** 自転車等の通行は昨今は学生がほとんどかを見ておりましたが、いずれ安全に通行していける取り組みは非常に重要だと思っております。地域においては通行帯で色分けしたりしているところがあったりして、非常にわかりやすくていいと思っております。

今回この条例の改正によって、対象となるような道路というのはどのくらいあって、どんな取り組みをするのかと率直に感じましたけれども、その辺はいかがですか。

○和村道路環境課総括課長 今までは道路構造令によりまして、自転車道をつくることとしておりましたが、現在自転車道は岩手県内にございませぬ。そのためにも今回自転車通行帯を設けまして、自転車を分離することを推進しようとするものでありまして、その道路をつくってまいります。

○高橋はじめ委員 これからつくるということで対象となる路線、対象の区間というのは全部というわけにはいかないと思いますが、その辺の概略はどのようなイメージで捉えたらいいのですか。

○和村道路環境課総括課長 先ほど委員がおっしゃったとおり、学生の自転車通行が多いと思われまますので、自動車の交通量が多いところなどについて優先的につけていくと思われまます、具体的なものは出しておりませぬ。

○高橋はじめ委員 時速 60 キロメートルという区分ですが、標識で時速 50 キロメートル規制がかかっている通行帯、標識がなければ時速 60 キロメートル以上で通行できる通行帯があると捉えています、かなりたくさんある県道がありますが、大体どれくらいの路線が対象となるのかざっくりでもいいのでないですか。いいことだから、私は積極的にやってほしいと思っているのですけれども、管理者としてどうなのですか。

○和村道路環境課総括課長 こういう構造が認められる場合には、それをつくっていくということで、検討していきたいと考えております。

○軽石義則委員 これから進めるということですが、市町村道には路側帯に自転車専用の表示をしているところがあると思うのですけれども、県道と、市道との差がないようにしていくことについてことはどう考えているのでしょうか。

○和村道路環境課総括課長 この条例を改正するに当たりまして、国または各市町村と協議いたしまして、不具合がないように意見交換をしております。実際につくる場合には、一連でやっていくように市町村と調整したいと考えています。

○軽石義則委員 国と市町村とも、既に協議済みということであれば統一したものになっていくと思いますし、交通法規もそれに合わせて明示していかなければ、事故になっても大変だと思います。いろいろな意味で予算がついてくると思うのですけれども、この条例を改正し、道路に自転車通行帯を設けることによって建設費が幾らぐらいかかるのかもこれからなのではないでしょうか。

○和村道路環境課総括課長 改修路線がまだはつきりしておりませぬし、この通行帯は、場所によっては1メートル幅を狭めてもいいという基準がありますので、事業費につきましてはこれから詰めていきたいと思っております。

○軽石義則委員 自転車も大事ですけれども、これまでは、特に通学路の歩道の整備という声のほうが大きくて、それを優先していくと自転車通行帯の整備はその次になっていくように聞こえます。今の答弁を聞きますと、より積極的にやるようには聞こえないのです

けれども、どうなのでしょう。

○和村道路環境課総括課長 必要な箇所につきましては、歩道と自転車道を一体となって考えていきたいと思っています。

○軽石義則委員 それは今までやってきたこととあまり変わらない、ただ法的根拠ができたということで、絶対しなければならないということではないということなのですか。

○和村道路環境課総括課長 今回初めて自転車通行帯というものが構造上認められました。この条件の中で必ずしもつくるわけではなくて、県道の新設、改築する場合に設置を検討するものでありまして、今現在ある道路にそのまま自転車通行帯だけをつけるものではないということでございます。

○軽石義則委員 新設にはこれからは全部つけますと。改良工事も含めてでしょうか。

○和村道路環境課総括課長 県道の新設、改築する場合に設置を検討いたしますが、必ずしも全てにつけるものではないということになっておりますので、土地の地理的条件等によりまして設置するかどうか決まっております。

○軽石義則委員 最初にそこがわかれば聞く必要がなかったと思うのですけれども。たださっき言ったとおり、通学路の歩道の要求はどの地域からもかなり大きな声として出ているわけですし、自転車通行帯も自転車通学、通勤含めて安全を確保するとすれば、新設したり改良したところをつくけれども、危険箇所では改修になっていないところは求められることも多くあると思うのです。そういう場合はどのようにしていくのですか。

○和村道路環境課総括課長 既存の道路につきましては、要望があつて、設置が必要と判断して、可能であれば検討したいと考えています。

○軽石義則委員 基本は安全を確保するというところから法的根拠がついてきたと思います。歩道の整備も含めて安全を確保する意味で、できるところから連動してやっていくような強い思いを示していただきましたのですが、部長どうでしょうか。

○八重樫県土整備部長 誤解を与える答弁がありました。資料の2ページの(1)の図面については、これまでは(2)のような車道を構造物でしっかりと分離したものでないと自転車道としてはつくられなかったというルールです。それを設計速度時速60キロメートル未満ですので、実際の標識の速度ではありませんが、自動車があまり速く走らないような道路では、そういう縁石がなくてもいいので、道を青く塗って幅を1.5メートルとれば、自転車通行帯で通行可能という構造の基準を、安全を早く確保するという構造でできるという基準が新しくできたということでもあります。

これから交通安全をハードで図っていく上では、縁石などを盛った自歩道をつくらなくても色を塗っただけでつくれるのですが、幅の確保が必要です。やはり今までの歩道をつくる場合の用地を、道路の外側に確保して一連の歩道をつくるのと同じように確保していくという作業が必要になりますので、地元の皆さんの要望、安全点検等を踏まえまして、歩道の整備と同じようなプロセスで検討していくことになるかと思えます。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** ほかになれば、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**高橋はじめ委員** 2点お伺いします。1点は、県道での事故の報告がありました。県道での事故発生の報告があつて賠償したという経過ですが、今回の事故の原因とパトロール等はどのような形でやっているのでしょうか。こうした事故は未然に防げないものかという思いをしております。人命に関わるような大きな事故ではないのですが、自動車の修理費がかなりかかったという報告がありますけれども、その辺についてはどんな状況でしょうか。

○**和村道路環境課総括課長** 調べる時間をいただきたいと思います。

○**高橋はじめ委員** ではもう1点。きのうの予算特別委員会での河道掘削についての質問で、県内では114河川において河道掘削をやられるということで、令和2年度までの実施は85カ所という答弁がありました。先ほど資料をいただきまして、どの河川が対象になっているのか大体わかりました。問題はこの河道掘削で出た土砂利をどのように処理しているのかということです。

平成30年9月に監査請求が出ておりました。この監査請求は、軽米町の雪谷川の河道掘削により出た土砂利を、土地改良という目的で農地に運んで処理をした後に、今度は軽米町がその上に土砂利を乗せて、現状を見たときに農地として使えるか疑問を持っているものです。個人的には問題がなかったのか見ておりましたが、監査請求を見ますと、河道掘削で出た土砂利をどこに処分するかを明らかにしないで契約を結んで、河道掘削をやっている最中に、捨て場はあそこだということでやっているというものです。85河川で河道掘削をやるというのであればかなりの量が出るので、処理、処分をきちんと検討されて、捨て場をある程度確保しながら入札や契約を結んでいくことが大事ではないかと思いました。

あと農地の関係で、最終的に農地として使わなければ転用しなければならないという書類上の手続を現行の農林水産省の農地法の手続や国土交通省の手続などいろいろあると思うのです。そうした手続にのっとって、後々問題が起こらないようにすべきではないかと、監査意見を見ていると思ひ浮かんでくるところです。今回85カ所もやるというのであれば、

後々問題にならないようにきちんとやっていただければと思います。

農地の転用も本人が農業委員会に申請したのではなくて、建設会社が代理で申請したという記載があります。代理の場合は委任状を取る手続が必要だと思うのですが、そういうこともどうなのかという思いがありまして、その辺の流れはどうだったのか。私も監査調書だけではわかりませんので、確認をしなければならないのですが、そういうことも前にはあったということ踏まえて、85カ所については指摘がないように進めてほしいと思っております。確認の意味で取り組みをお伺いしたいと思います。

○幸野河川課総括課長 河道掘削に伴う残土処理についてでございます。非常に予算は膨大でありますし、当然土砂もかなり膨大となります。残土の処理地に関しては相当多くの土砂を処理できる場所を確保しなければならないということでありまして、私も関係市町村に照会して、何とか多くの土砂を処理できる場所はないかと情報交換をしながら河道掘削を実施しております。

しかしながら、どうしても見つからない場合は、地元で明るい受注者の情報を活用させていただく場面が多いこともあり、監査請求にあったような、受注者の見つけた場所に処理するというケースもあります。それはケース・バイ・ケースであると思っております。

いろいろな規制がかかっている土地に残土処理をしなければならないという場合がありますが、公共事業をやる際は土地利用のチェックリストがございまして、そういう規制を見逃さずに手続をやるという取り組みをしております。残土処理においても、そういったものを活用しながら必要な手続をしっかりとやるように努めているところであります。

今後についてもそういった形で適正に進めるように、あらかじめ各事務所に対して通知をしているところでございまして、しっかりとやってまいりたいと考えております。

○佐々木朋和委員 高橋はじめ委員からお話がありましたけれども、県で河道掘削して出た残土は県の持ちものになるのでしょうか。その残土はこれから防災減災対策でどんどん出てくるわけですから、有効活用を考えるべきと思うのですが、そこに残土を置いたままにしているのか、それとも有効活用していることはあるのでしょうか。

○幸野河川課総括課長 残土の活用についてであります。本来であれば残土を別な工事にすぐ使えばいいのですが、タイミング的に合わずに処理せざるを得ないというケースが非常に多いということになります。残土につきましては、基本的には有価物とは考えていないので、不要物として処理しております。将来盛土に使うというような目的がはっきりしていれば、例えば仮置きという場合があるかもしれないですが、ケースとしてはなかなか少ないのが実情であります。

○佐々木朋和委員 了解いたしました。山を切り崩して公共事業に使いながら、一方で残土として置いておく、サイクルが今後できていけばいいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

新笹ノ田トンネルについてお聞きしたいと思います。きのうの予算特別委員会で飯澤匡委員、佐々木茂光委員が取り上げておりましたが、まずはILCとの兼ね合いでございま

す。I L Cの材料の運搬は現道でできるという答弁がありながら、I L Cの進捗によっては、必要性が出てくれば動く可能性があるという答弁がございまして、これをどのように受け止めればいいのかとされているところでもありますけれども、この点の整理についてまずお聞きします。

○菅原道路建設課総括課長 今まで何度か知事が答弁しているように、ある程度I L Cの見込みが立てば、新しいまちづくりという観点で、準備をしていく必要があるのではないかと考えていますし、I L Cをつくるための資材を運ぶための道路としては、既にある大船渡港や釜石港等から資材等は運べるという認識でありますので、その辺を勘案しながら今後検証してまいりたいと思います。

○佐々木朋和委員 了解いたしました。震災の後、復興道路、復興支援道路、また関連道路という形で整備が進んでいるわけでありまして。今横軸道路の建設が進んでいるところ、あるいは国道343号のように一部は進んでいるけれども、ボトルネックとなるところが進んでいないところがあるわけでありまして、我々はそういった違いが、計画として俎上に上がっていたかが重要だという話をお聞きするところでもあります。

I L Cの進捗状況を見ながら、まちづくりが見えてきたら検討していくという話でありましたけれども、県は、公共事業の予算要求調整基準を1.05ポイントのプラスシーリングと設定しています。または、国の有利な予算をつかみながらやっていこうと、あるべきときにこの予算を使っていこうということで、いかに計画を上げていくかが重要ではないかと思っております。I L Cがある程度見えてきて、国道343号の笹ノ田トンネルが必要となったときに、岩手県では、今まで計画に上がっていないと、そういった言い方をされないようにしなければいけないと思っておりますけれども、今菅原道路建設課総括課長がおっしゃったタイミングは適切なのでしょうか。

○菅原道路建設課総括課長 先ほどはI L Cという観点でお話させていただきましたが、委員がおっしゃったとおり縦軸、横軸の道路がどんどんできてきている状況であります。道路ネットワークの進捗を見つつ、どのような交通の流れになるかとも大きな視点でありますので、国道343号も含めていろいろと注視していかなければならないと思っておりますので、そのような意見も意識しながら、今後見てまいりたいと思います。

○佐々木朋和委員 今道路ネットワークの構築が重要であって、その流れを見ていくという話がありました。

陸前高田市の高田松原津波復興祈念公園ができて、また東日本大震災津波伝承館も大変な人が入っているということでございます。お客さんがどうやって来ているのか調べていないわけでありましてけれども、一ノ関駅からレンタカーで行く、あるいはインターチェンジから横軸道路を向かっていくということは多くあると思うのです。道路のよしあしにかかわらず、一ノ関駅からは、やはり国道343号から行くわけでありまして。

横軸の道路を通して陸前高田市に多くの方が向かっているという中であって、東日本大震災津波伝承館に行くと、くしの歯作戦の話が出てきます。教訓として全国へ伝えなけれ

ばいけないレガシーとしてうたわれているわけであります。しかしながら、お客様はループ橋を通過して東日本大審査津波伝承館に行くというのは、くしの歯作戦を見て感じるときに、全国に発信する岩手県のメモリアル施設としてはいかがなものかと私は思うわけであります。

そのような人の流れができていっている中であって、震災がもし12月、1月に起こったら、くしの歯作戦が、陸前高田市に対してはどうだったのだろうかと思ってしまうわけであります。新笹ノ田トンネルをもう一段上げた計画に移すべきときと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○菅原道路建設課総括課長 道路ネットワークとしては、観光、地方を結ぶという非常に重要な役割を持っていると認識をしております。例えば陸前高田市の高田松原津波復興祈念公園や内陸部であれば中尊寺等々あるわけでございますので、その辺のアクセス性も考えながら道路ネットワークの考えを今後も検討を続けていきたいと考えております。

○佐々木朋和委員 最後に部長にお聞きをします。

予算特別委員会でも新型コロナウイルス感染症対策の後で、大規模な経済対策が必要だという話がありました。人の交流をもう一度活発にさせようということで、道路も緊急対策ということが出てくるかもしれません。またこれからいろいろな災害があった後にもそういった話が出てくるかもしれません。岩手県の予算が少ないという中であって、国のさまざまな制度をとらまえて予算を持ってきながらインフラ整備をしていこうということで、要望の多い道路については、俎上に乗るような計画をしておく、そういった予算をとらまえてやすい体制を整えておくことが必要だと思いますし、プラスして新笹ノ田トンネルの話も含めて所感をお聞きします。

○八重樫県土整備部長 予算特別委員会でも答弁差し上げたところでありますが、岩手県の県土は大変広く、それを支えるインフラ、特に道路は最重要インフラの一つであります。新笹ノ田トンネルについても必要、必要ではないという議論を常に伺って、必要性はあるということなのですが、現実的に着工ができるかというところでありまして、大きな予算が必要となる。こういった事業は一度スタートすると息切れしないように進捗や体力、スタミナ、全てを整えた上でのプランニングというものが必要になります。やりましょうというところまでのお答えがなかなか難しいというものでございます。この事業にかかわらず、100億円を超えるような事業については、見通しを見きわめた上で慎重な御答弁に終始していくということを御理解いただきたいと思っております。

いずれいつ、どういうタイミングで実現するかについては、全力を傾注して予算の確保、計画のいち早い進捗に県を挙げて取り組んでまいります。これまでもいろいろなプロジェクトには取り組んでまいりましたし、これで岩手県の社会資本整備、道路整備が終わっている、止まっているということではありませんので、こういったスタンスで組織運営が続いていくと確信しております。

○工藤勝子委員 東北横断自動車道釜石秋田線ができて、どのような人の流れになるだろ

うと思っていました。もしかするとあまり自動車が走らないで無駄な道路ではなかったかと、BバイCにおいても心配をしたのですけれども、盛岡市に来るときにはいつも東北横断自動車道釜石秋田線を通して東北自動車道に入のですが、非常に車両が多いです。だから真ん中に中央線をはみ出さないような新たな施設をつくったと思います。縁石だけでやっていましたけれども、そうではなくて、車両の量が多くて工事をしたと私は思っております。

そういう中において、もう少し大きな構想を持ったらいいのではないかと私は考えます。というのは、なぜトンネルだけに絞るのかということです。一関市から陸前高田市まで行くとき、あの道路はあまりいい道路ではないです。ループ橋があるかどうかにかかわらず、天皇陛下は行幸啓などで来県される際にも気仙沼市を通ってお見えになるのです。

岩手県の地図を頭に浮かべたときに沿岸に行く縦貫道や幹線道路、自動車専用道路をしっかりと3本はつくるべきだと私は思います。花巻市、遠野市、釜石市はつながりましたし、国道106号もつながると思いましたが。あそこは一般道と併設になるところもありますが。陸前高田市と大船渡市を結ぶことを考えたときに、あの道路を縦貫道、自動車専用道路と一緒にしてトンネルを考えるべきではないかと思ったのです。一関市から自動車専用道路があって、これから沿岸の振興を図っていくということ、ILCもありますけれども、一関市大東町が起点になるという話であります。

国に向けて、国道343号を格上げして自動車専用道路をしっかりと整備する方針を訴えて、トンネルだけではなくて、道路と一体となった整備を進めたほうがいいのではないかと考えます。そういうことは不可能でしょうか。中平副部長にお聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○中平技監兼河川港湾担当技監 先ほど部長からも答弁がありましたように、県土が大変広く、道路ネットワークを充実していくことは大変重要だと思っております。こういった手法で道路ネットワークを強化していくのか、大変重要な課題だと思っております。自動車専用道路としての位置づけは簡単ではないところがあるかわかりませんが、御意見を踏まえてしっかりと検討を進めていきたいと思っております。

○工藤勝子委員 立丸峠もトンネルができて、この区間も自動車の量が非常に多くなっております。やはりいろいろな地域を活性化していく、また人口減少を止めていくということには、この道路ネットワークは大きな貢献をしているのではないかと、私はそのように思っているのです。

沿岸の振興を図ること、そして内陸との人口交流を図ることなどを考えれば、しっかりと構想に上げて、震災からの復興工事が終わりに近いとき、岩手県の内陸の業者で、そういう道路をつくれる技術力を持った人たちもいると思います。今後は建設業を元気にしていく方向を考えていかなければならないと思います。仕事がなく、補修工事だけになってしまうという中で、今後どれくらい建設業の人たちが生き残っていけるかという課題もあります。震災前は、農業に参入したり、福祉に参入したりして建設業もつながってきたわ

けでありますので、岩手県としても大きなプロジェクトを一本考えてもいいのではないかと
思ったところでありまして、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

○中平技監兼河川港湾担当技監 今後の建設業振興、建設業の役割の重要性について御指
摘をいただきました。建設業は地域の担い手として、将来とも存続し続けてもらわなけれ
ばならない存在だと思っております。これから気候変動等で災害が頻発していく中で、建
設業が存在し続けていただくためには、建設業としての経営がしっかりと維持していくこ
とが大事であり、そのためには公共事業が維持されることが大事であります。今いわて建
設業振興中期プラン 2019 で、建設投資額を確保していくということを一丁目一番地の施策
等に掲げたところがございます。建設投資額の確保のためにどういった事業を位置づけて
いくのか、重要プロジェクトの位置づけをしていくということも大変大きなテーマだと思
っております。その中での道路ネットワークの整備ということも大きなテーマだろうと思
いますので、しっかりと検討させていただきたいと思っております。

○軽石義則委員 まず、都市計画関連でお聞きしたいのですけれども、都市計画法に基づ
いて都市計画地域を指定する場合、現状どういうプロセスを踏んで指定されているのか教
えていただきたいと思っております。

○八重樫都市計画課総括課長 都市計画区域のお尋ねであります。都市計画法に基づき
まして必要な手続を進めているところがございます。これにつきましては各市町村からの
申し出を踏まえ、県で素案を作成して、それを公表して住民説明会を行った上で案を確定
します。案をまた縦覧に付して、関係省庁、国の関係機関に意見を伺い、さらに岩手県都
市計画審議会に答申をいたしまして、了承していただければ、最終的に都市計画決定とい
うことで告示をさせていただくということになります。

○軽石義則委員 市町村からの要望をもとに県が計画をして国の承認を得ると、岩手県都
市計画審議会はそこに入るということですね。住民の皆さんの声が市町村を通して県にし
っかりと反映されているのかという確認はどの時点でやられるのでしょうか。

○八重樫都市計画課総括課長 市町村の県の決定に係る部分ですけれども、各市町村から
申出という形で、どのようなことをしたいかが出てまいります。その時点において、住民
説明会と言いますか、市町村としてどんな話し合いがあったのかについては、確認をさせ
ていただいているところがございます。

○軽石義則委員 市町村が主体的に地元の状況を確認した上で、県に申請をするというこ
とですが、盛岡広域都市計画区域の一部の住民の皆さんから、市街化調整区域に指定され
ているがゆえに、自らの生活基盤を確立する上で障害になっているという声があります。
具体的にいえば玉山地域なのですが、当時は指定されているのは玉山村でした。それが市
に編入されて、現在も調整区域に指定されていることによって、農家が主体なのですけれ
ども、田畑を3町歩やっても年収60万円しか得られない。後継者を育成したくても、兼業
で継続は出来るとしても到底後継者育成にはならない。そうなると、働く場所を調整区域
に誘致して、働きながら先祖伝来の土地を守っていく方法が選べるけれども、調整区域が

ゆえに土地の活用ができていないため人口が流出しているという現状を訴えておられます。盛岡市とも市街化調整区域の活用の緩和、指定を外すかという議論をしているのですが、市の都市計画を進める担当部は、指定している以上、その意味が残っているので、地域外に行って働いて、ぜひそこに住み続けてほしいという話しかしないのです。話としてはきれいですが、実際その土地で生きようとする皆さんにとっては課題であり、苦痛でもあるわけです。そういう現状を訴えるときに、市を越えて県に直接要望が来た場合は、どのような取り扱いになるのでしょうか。

○八重樫都市計画課総括課長 基本的に、県で都市計画を決定する際は、市町村からの申し出に基づいて手続を進めていくことになっておりますので、仮に地元の方々から直接県にお話があった際は、基本的には市町村とよくお話をさせていただくようにお伝えしていくことになると考えております。

○軽石義則委員 現行の取り扱いではそうなると思いますけれども、例えば県も、市と地域の皆さんと一緒にあってしっかり協議しましょうというのはないのですか。時代が変わってくると、当時の環境と、現在の環境では人口数や産業構造も大きく変化をしていると思うのです。地域の皆さんが、声の出しようがなかったり、市街化調整区域になっているために過疎が進展して、その地域が消滅をしてしまうことになり得るのではないかと考えられるのです。市町村に対して一定の期間で、本当にこのままでいいのかと、県としても市町村に投げかけることが大事ではないかと思うのですが、その点はどのようなのでしょうか。

○八重樫都市計画課総括課長 市町村への投げかけということでございますが、予算特別委員会でも申し上げましたが、県が主体になりまして、5年ごとに都市計画に関する基礎的な調査を実施しております。この中では、その地域の産業の動向、人口の動向などさまざまなデータを収集して、県はもちろん蓄積しますけれども、市町村に提供して、お互いに共有しながらどういうまちづくりを考えていくか実施しております。県は県のマスタープランをつくっておりますし、市は市町村のマスタープランというものをつくっております。もちろん整合するようにマスタープランをつくっているわけですが、市町村とのまちづくりについては、お互いに考えていく機会がございます。

○軽石義則委員 5年ごとに調査をしているということですが、玉山地域の現状についてはどのように把握されているのでしょうか。

○八重樫都市計画課総括課長 個別の部分につきましては、データを持ち合わせておりませんので、この場ではお答えしかねますが、基本的に盛岡広域都市計画区域の市街化区域につきましては、まだ作成途上なのですが、盛岡市の考え方として、立地適正化計画はコンパクトなまちづくりを目指す計画になっております。市街化区域の中にさらに人口集約させていき、それをそれぞれの交通ネットワークで結んで、効率的なまちづくりをしていこうというプランで立地適正化計画をつくっております。基本的に市街化区域はそんなに変わっていないと認識しております。

○**軽石義則委員** 個別の部分については、後で教えていただきたいと思います。盛岡市、滝沢市、矢巾町が指定を受けていると思うのですけれども、矢巾地域には岩手医科大学附属病院の移転、これからの人口の流れを含めて、非常に集積する可能性の高いところの議論はいいと思うのですけれども、地元、地域で定着して、そこで生活し続けたいという努力をしたい方々にも一定の配慮をしていかないと、コンパクトにすればいいということで、集落が消滅をしても仕方ないというような対応であってはならないと思うのです。

県もそういうことは十分考えて対応していると思います。住民、市民、県民の皆さんが、自分たちで努力をして、村や町を継続していきたいというところに、どう手助けができるかに、これから対応していかなければならないと思いますので、今後新たな課題が発生するかもしれませんけれども、関係する市町村としっかり連携をとって対応していただきたいと思いますが、部長どうですか。

○**八重樫県土整備部長** 盛岡市と県、それぞれ行政の権限を持っているものですから、いろいろな連絡調整の場はございます。市の中でのルール、県の中でのルール、別個にいろいろな特例等を定めることも可能であります。そういったニーズがあるかないか、常に都市計画課に話し合ってもらっていますので、そういった意見があることを踏まえた上で、情報共有を深めていけば、制度に結びついていく可能性は当然ありますので、丁寧に対応してまいりたいと思っております。

○**軽石義則委員** ぜひ部長、その考えも引き継いでいくようによろしくお願いします。

次の質問に入ります。予算特別委員会の総括質疑で準備をしていたのですが、時間の都合でできませんでしたので、ここでお聞きします。国道4号盛岡南道路、皆様方の努力によりまして住民の皆さんのアンケートも終了し、具体的な案が国から示されておりますが、現状どのようになっているのかお伺いいたします。

○**菅原道路建設課総括課長** 国道4号盛岡南道路についてでございます。この盛岡南道路につきましては、現在、国で事業化に向けてさまざまな手続を順調に進めているものと我々も承知しておりますので、今後とも早期の事業化に向けて要望を続けていきたいと思っております。

○**軽石義則委員** 具体的に県が考えていた案と、国が採用した案とは一致をしているという認識でいいのでしょうか。

○**菅原道路建設課総括課長** 国では対案といたしまして、現道の国道4号を拡幅する案と比較しながら、結果としてバイパス案となったわけでございます。どちらのルートにしても交通の流れが順調になってネットワーク化されるということからすれば、我々の考えに沿ったものと理解しております。

○**軽石義則委員** そういう意味では、県の考え方にも非常に近い、まちづくり構想においても県道の接続を含めて非常にいい方向に行っているのではないかと私も考えております。国がこれからどうするかというお話ですけれども、国に早くその道筋を出していただいて、地域の皆さんのみならず、特に岩手医科大学附属病院に関連する道路だとすれば命につな

がる道路でもありますので、期待値もかなり高まってきております。具体的なスケジュールも国に対して早急に示してもらえるように、予算がつくかどうか、今、国会でも議論中だと思いますけれども、地域の活性化のみならず県内全体の流通の大動脈になるとも想定されておりますので、ぜひそのことを早期にするように強く求めていってほしいと思います。新しく部長になる心意気とあわせてお聞きしたいと思います。

○中平技監兼河川港湾担当技監 盛岡南道路でありますけれども、命の道路であるとともに、あの周辺は貨物の集積地帯でもありますので、物流のネットワークにも資する大変重要な道路となるものと承知しております。

国の社会資本整備審議会の手続の中で、新規事業化に向けての評価がなされて、後は予算がつけば新規事業化という運びになります。新規事業化の暁にはその事業の推進、スケジュールの見通し等もしっかりと明らかにしていただくよう、引き続き次のステップに向けた要望を上げていきたいと思っております。先頭に立ってやっていきたいと思っております。

○軽石義則委員 心強い発言ありがとうございます。八重樫部長には復旧・復興はじめ、多くの事業を手がけていただいて、県民生活を安定してきていただいたと思います。これからまた新しい道に進むと思いますが、これから次に担う皆さんに言い残しておくことのないように、一言言っていただいてもいいのではないかと思います、それを聞いて終わりたいと思います。

○八重樫県土整備部長 まず一言申し上げるならば、東日本大震災津波発災以来、全国からの支援をいただけたおかげで岩手県の震災復興がここまでたどり着いており、この場をおかりして改めて全国の方々の支援に感謝をさせていただきたいところです。

そういった全国からの交流もありまして、県土整備部の職員もいろいろな刺激を受けて、またたくましく、強く、しなやかに仕事を成し遂げられてきたと思います。そういったこともありまして、商工建設委員会の委員の皆様のお指導、御協力もいただいた上で、県土整備行政は、震災以来一気に様相が変わりました。そして平成 25 年の大雨、平成 28 年台風第 10 号、令和元年台風第 19 号と繰り返し災害もありました。その中で何とかやってこれたのもここにいる幹部職員の協力と、県土整備部八百余名の職員的一致団結した力、底力のなせるところと思っております。

これからも県土整備行政、商工建設委員会の皆様には御理解、御支援、御叱咤いただければ幸いですので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○ハクセル美穂子委員長 この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○和村道路環境課総括課長 先ほど高橋はじめ委員から御質問がありました今定例会に報告しております事故の件ですが、3件ございまして、事故の原因につきましては1件が穴ぼこ、2件が倒木となっております。

パトロールの状況ですけれども、各路線は週に1回から2回巡視しております。巡視以外に情報を得るために岩手県北自動車株式会社、岩手県石油商業協同組合、公益財団法人岩手県トラック協会、一般社団法人タクシー協会、公益財団法人バス協会からも情報を得るようにしております。

今回の事故につきましては、パトロール等の後に起きた倒木等でございましたので、事前に防ぐことができませんでした。

○高橋はじめ委員 道路の傷みが激しいというのは、きのう、きょうの話ではなくて、以前からも割れ目があったところに水がたまって、それが凍って、下のほうがやられるという損傷の状況を説明いただいて理解をしております。県土も広いということもありまして、本来であれば、毎日とはいかずとももう少し細かい頻度でも点検をしていただかなければならないのかもしれませんが、いずれ重大事故が起きてからでは大変な問題になりますので、ぜひ細かな点検、あるいはその点検基準の見直しを図る必要があるのではないかと思います。道路の損傷等も含めて県民の安心安全の通行、そしてまた経済を含めた貨物物流に支障がないように、今後とも道路保全については万全の体制で臨んでいただければと思います。

○ハクセル美穂子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。

本年度は八重樫県土整備部長ほか多田副部長兼県土整備企画室長、伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長が御退職されます。本当にこれまでたくさんお世話になりましたし、代表の言葉は先ほど県土整備部長からお話ししていただきましたので、それをもってお言葉とさせていただきますと思います。本当に長い間ありがとうございました。

これをもって、県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ちください。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回4月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、岩手県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画についてとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

追って継続調査と決定した件については、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査について

であります。お手元に配付しております令和2年度商工建設委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。